

令和7年度第4回糸魚川市地域公共交通協議会

【日時及び会場】

令和8年3月25日（水）午後1時30分から午後3時05分まで
糸魚川市民会館 3階会議室

【出席委員】

井川賢一会長、小嶋毅委員、塚田二郎委員、渡辺郁子委員、大谷和哉委員、金子浩委員代理、石井孝典委員代理、藤山育郎委員、鈴木光委員、恩田浩幸委員、廣井亘委員、山岸秀樹委員、嶋毅彦委員、玉井宣雄委員、岡田一貴委員代理、大嶋利幸委員 以上16人

【事務局】

産業部：猪又悦朗部長

都市政策課：内山俊洋課長、伊井隆広課長補佐、中村正利係長、宮下祐樹主任主事、山崎元暉主事

【会議の概要】

1 開会

- ・午後1時30分開会

2 あいさつ

- ・会長（糸魚川市副市長）による挨拶。

<会議成立報告>

- ・委員出席状況は、総数27人中16人が出席となり、協議会規約第9条第2項に規定する過半数に達していることから、本会議の成立要件を満たしている旨を報告。

3 委員紹介

- ・委員交代があった2名の委員を紹介。

4 協議事項

会長：「議案第1号 糸魚川市地域公共交通計画（アクションプラン）（案）」について事務局より説明願います。

事務局：（議案書に基づき、議案第1号を説明）

会長：「議案第1号」についてご意見・ご質問はございませんか。

嶋委員：計画はどのような工程で作成されたのでしょうか。

事務局：事務局でとりまとめ、デザイン等は一部の作業は外注しています。

嶋委員：公共交通が抱える課題や、それに対応する取組も踏まえた内容となっていると感じています。

恩田委員：住民による共助輸送とありますが、計画期間とされている10年後には住民のうちどの

程度の割合が運転可能であると想定していますか。

事務局 : 住民による共助輸送だけではなく、例えば、日中に空き時間のあるスクールバスを活用する等、さまざまな移動手段を組み合わせることが必要である。後ほどの報告事項の中で、住民による共助輸送の実証事業における課題として見えてきた部分も報告させていただきたい。

塚田委員 : 1つ目に、法律の改正とあったが、すでに改正法が施行されているのでしょうか。また、その法律改正の内容をどのようにアクションプランに盛り込んでいるのでしょうか。2つ目にアクションプランを前期・後期に分けて策定すると説明がありましたが、前期の結果をどのように後期に反映していくのか教えていただけますでしょうか。

事務局 : 1つ目の法律の改正については、今国会に提出されており、今国会中に成立すれば、その後の施行となります。法改正の趣旨も踏まえ、「交通空白」解消に向けた取組等をアクションプランに記載しています。2つ目のアクションプランの前期・後期の関係ですが、マスタープランは、10年間という長期間で方針を示しておりますが、公共交通をめぐる環境の変化や法令の改正に適切に対応しつつ取組を推進するため、計画は前期・後期に区分して策定するものです。

会長 : 「糸魚川市地域公共交通計画（アクションプラン）（案）」についてご異議ございませんか。（異議なしの声）

会長 : 「議案第1号」は原案のとおり承認されました。

5 報告事項

会長 : 「報告第1号 令和7年度 第2回及び第3回糸魚川市地域公共交通協議会協議運賃分科会の協議結果」について事務局より説明願います。

事務局 : (報告事項に基づき、報告第1号を説明)

会長 : ただいま説明がありました「報告第1号」についてご質問はございませんか。（なしの声）

会長 : 次に「報告第2号 令和7年10月1日実施の路線バスにおける運賃改定による運賃収入の年次別比較」について事務局より説明願います。

事務局 : (報告事項に基づき、報告第2号を説明)

会長 : ただいま「報告第2号」について報告がありましたが、追加でバス運行事業者の糸魚川バス株式会社 小嶋委員からもご説明をお願いします。

小嶋委員 : 昨年10月1日の値上げに伴い、お客様にはご不便をおかけしておりますが、路線バスを維持していくために、引き続きのご理解をお願いします。

会長 : ただいま説明がありました「報告第2号」についてご質問はございませんか。（なしの声）

会長 : 次に「報告第3号 路線バスのダイヤ改正」について事務局より説明願います。

会長 : ただいま「報告第3号」について報告がありましたが、追加でバス運行事業者の糸魚川バス株式会社 小嶋委員からもご説明をお願いします。

小嶋委員 : 平日では、中学校の下校時間の變更に伴い、一般のご利用者が少ない傾向の一部路線の18時台の便を減便します。土曜日、日曜・祝日では、利用者の声も踏まえ、一部路線で増便と

しました。その他、利便性向上のために運行経路を見直す等しております。

会長 : ただいま説明がありました「報告第3号」についてご質問はございませんか。

塚田委員 : 中学校の下校時間に合わせたダイヤ改正との説明がありましたが、中学校の下校時間はどのように変更されるのでしょうか。

事務局 : 学校ごとに季節や曜日で下校時間が異なっておりますので、個別の時刻は教育委員会にお問い合わせいただきたいと思います。

会長 : その他ご質問はございませんか。

(なしの声)

6 その他

事務局 : (資料1～資料5に基づき、取組を報告・紹介)

恩田委員 : 買い物・通院バス実証事業の運転手の資格要件や報酬について教えてください。

事務局 : 運転される方は所定の運転講習を受講していただくこととしています。運転される方への報酬は、市の実証事業となりますので委託料をお支払いしています。実施団体は、その委託料も基に運転手への支払額を算定し、決定しています。

塚田委員 : 買い物・通院バス実証事業について、自家用有償旅客運送制度に基づいて実施しているのでしょうか。また、他の地域で実施しようとする場合にどのようなハードルがあるのでしょうか。

事務局 : 今回の実証事業は、道路運送法の許可又は登録を要しないガイドラインに基づいて実施しています。他の地域においても本ガイドラインに基づいて実施することは可能です。

7 閉会

・午後3時05分閉会